平成２４年（フ）第９７号
徳島県吉野川市美郷字宗田322番地５
債務者　岡崎日出子
1　決定年月日時　平成24年６月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月８日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１１９号
徳島県板野郡藍住町奥野字原78番地１　ヴィラージュ103
債務者　田中　尉伸
1　決定年月日時　平成24年６月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月８日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１２２号
徳島市南島田町４丁目９番地　市営住宅１棟12号
債務者　中村　悦子
1　決定年月日時　平成24年６月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月８日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１１２号
盛岡市岩脇町17番26号
債務者　佐藤　善三
1　決定年月日時　平成24年６月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月９日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２４年（フ）第１４０号
盛岡市月が丘３丁目46番８号
債務者　佐藤　幸子
1　決定年月日時　平成24年６月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月９日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２４年（フ）第６２号
福島県須賀川市南町245番地サザンドベル101号
債務者　大里　典子（旧姓及川）
1　決定年月日時　平成24年６月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月９日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２４年（フ）第１５８号
和歌山県岩出市中迫491番地の３　105号
債務者　和田　義美
1　決定年月日時　平成24年６月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月９日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第１６６号
和歌山県岩出市水栖465番地の２　１－７号
債務者　山下　正已
1　決定年月日時　平成24年６月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月９日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第２２号
山口県光市大字室積村770番地、前住所東京都西東京市保谷町３丁目22番３号マルマンハウス102号
債務者　山下　琢磨
1　決定年月日時　平成24年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月９日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２３年（フ）第１４１１号
神戸市長田区二葉町６丁目７番２―506号
債務者　舟津加津美
1　決定年月日時　平成24年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月10日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第４１６号
神戸市兵庫区下祇園町２番９号　セゾン下祇園102号、従前の住所神戸市兵庫区荒田町１丁目19番５―304号
債務者　福岡　敏之
1　決定年月日時　平成24年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月10日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第４３９号
神戸市中央区八雲通４丁目４番７号　内丸文化１階北
債務者　山中　秋義
1　決定年月日時　平成24年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月10日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第７３号
山口県宇部市岬町３丁目９番17―６号
債務者　田邉かおり
1　決定年月日時　平成24年６月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月10日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２４年（フ）第７９号
長崎県佐世保市天神町1074番地６　内野方、旧住所長崎県佐世保市山祇町19番２号
債務者　蓮見つるよ
1　決定年月日時　平成24年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月10日まで
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２４年（フ）第３５号
熊本県玉名郡長洲町大字宮野2126番地47
債務者　坂西　一也
1　決定年月日時　平成24年６月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月10日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２４年（フ）第３７号
熊本県玉名郡南関町大字肥猪町52番地１
債務者　西田　和三
1　決定年月日時　平成24年６月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月10日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２４年（フ）第３８号
熊本県荒尾市桜山町４丁目７番18号５
債務者　隈部真理子
1　決定年月日時　平成24年６月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月10日まで
熊本地方裁判所玉名支部